

## 1 概要及び目的

診療情報をシステム化する事で、診療データと医事会計システムを連携し、診療時間短縮と適正な会計及び診療報酬請求業務における効率化をおこなうことを目的とする。

## 2 業務名

加佐診療所診療情報システム導入業務

## 3 履行期間

契約締結の翌日から令和4年8月31日まで

## 4 履行場所

施設名 市立舞鶴市民病院加佐診療所

所在地 京都府舞鶴市字八田 962

施設概要 外来診療 (内科、整形外科)

医師 2名 看護師 2名 事務員 3名 薬剤師 1名 (放射線技師 1名)

診療(月曜日～金曜日)

往診あり

## 5 再委託の制限等

- (1) 事業者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 事業者は、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、受託業務の一部を第三者に委託する事が出来る。  
この場合、事前に市民病院総務課に対し必要事項を記載した書面にて報告し、了承を得なければならない。

## 6 システム及び仕様

- (1) 加佐診療所において診療情報を扱う者が使用する診療情報システムについて、システム・サポート要件(資料2)を満たすシステムを導入する。
- (2) クラウド型システムであること (バックアップデータのみクラウドデータセンター管理でも可)。
- (3) クラウド型システムを導入する上で、セキュアなネットワーク環境を整えること。
- (4) 機能説明および操作研修を実施すること。
- (5) 落札業者は決定後速やかに次の書類を提出すること。
  - ①機能対応チェックリストおよびサービスレベルチェックリスト
  - ②工程表
  - ③作業に従事する者等を明記した体制票

## 7 導入後の体制

- (1) 本業務の受託者は、業務の実施にあたり全体を統括する責任者を設置すること。
- (2) 導入システムにおいて、入力サポート支援および障害対応支援窓口を開設すること。

- (3) 本業務に関連する事項について、市立舞鶴市民病院および加佐診療所職員より依頼又は問い合わせがあった場合は、適切な助言を行うとともに、必要な支援を行うこと。
- (4) 市立舞鶴市民病院および加佐診療所職員からの依頼又は問い合わせへの対応は原則、平日営業時間内とする。

## 8 運用保守要件(サービス利用)

- (1) 保守、運用支援体制図を提示すること。
- (2) 本システムについて、無償あるいは保守範囲でバージョンアップの権利を有するものについては、適切な時期に積極的に適用すること。その場合、事前に通知するとともに、設定変更時間作業や職員へ説明の必要がある場合は応じること。

## 9 見積内容

- (1) システム導入費  
システムを導入及び稼働するために必要となる費用(内訳書を添付)
- (2) 保守費  
システム導入後、5年間のランニングコスト。

## 10 留意事項

- (1) 本仕様書は、主要事項を記述したものであり、明記されていない事項についても、本業務の目的を達成するために当然備える事項については、完備しているものとする。
- (2) システム接続にあたってのインターネット接続回線は現在使用の回線を利用するが、クラウド型システム導入に関するセキュリティ構成に関しては本業務に含むこと。
- (3) システム利用者の増加があった場合や、人員の変更があった場合でも追加費用が生じないものとする。
- (4) 医師入力端末の増加等の端末数の増加がある場合も対応できるシステム構成で導入すること。
- (5) 本契約締結時に、サービスレベル合意書(SLA)を取り交わすこととする。
- (6) 受託者は、本仕様書及び提供された情報等について、他者への情報漏洩当が起ることのないよう、必要な措置を講ずること。
- (7) 受託者は、発注者が提供する資料等については、許可なく複写及び第三者への提供はしないこと。
- (8) システムの運用開始日から起算して1年以内に、導入されたシステムに本仕様書の内容に適合しない状態(契約不履行)が確認された場合、受託者の責任において無償で修復等の作業を行うこと。
- (9) 受託者は、舞鶴市の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (10) 受託者は、舞鶴市の個人情報保護条例の趣旨を理解し、個人情報保護に努めること。
- (11) 本仕様書に定めない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者・受託者が協議の上、決定するものとする。

## 11 導入時の提出物

- (1) 操作マニュアル (紙媒体：2部、電子データ：1部)
- (2) 緊急連絡体制一覧表 (紙媒体：2部、電子データ：1部)
- (3) 完了届

以上